

鎌倉市本庁舎整備方針策定等支援業務の企画提案の募集（公募型プロポーザル）における質問事項と回答

| No. | 該当資料 | 該当箇所 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|------------------------|--|---|
| 1 | 実施要領 | P2, 4 参加資格 (7) | 本プロポーザル実施要領 4 (7) に規定する行政計画の策定支援について、建物用途が庁舎以外の場合も関連実績と認めていただけますか。 | 行政計画の策定支援の実績については、市民ワークショップなどの運営支援を含むかたちで例えば庁舎以外の建物の基本構想の策定支援した実績であれば、実績として認めます。なお、庁舎整備に関する業務の実績の建物用途は庁舎についてのみとします。 |
| 2 | | 4 (7) の行政計画 | 行政計画は、法定の行政計画（例：景観法に基づく景観計画）のみならず、任意（法に基づかない各種計画）の行政計画も対象としてよいか | 市民ワークショップなどの運営支援を含む策定支援業務の対象である行政計画であれば対象とします。 |
| 3 | | 4 (7) の市民ワークショップなど | 仕様書には「住民意向の把握」と明記されているが、業務の中で実施要領 4 (7) に定義する市民ワークショップを実施した場合、仕様書に加え報告書の当該部分を明示すればよいか | 市民ワークショップなどの運営支援を含んでいた業務であるか確認できる資料を添付してください。その際、その内容が仕様書だけで明確でない場合には、その内容が分かる報告書の該当部分を添付いただければ結構です（報告書一式での添付はしないでください）。なお、実施要領 4 (7) 実績とする業務とその報告書の関係性が分かるように資料（写し等）を作成してください。 |
| 4 | | P2～3, 6 参加申込み | 市民ワークショップに関する実績について、「ワークショップの運営支援業務」の記載がある契約書写し及び仕様書があれば、その他の書類（出席者を示す資料等）は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 不要です。 |
| 5 | | P4, 8 (2)⑥ 提案概要書 | 提案書内の表現について、簡易な図やイメージなど、文字以外の表現は可と考えてよろしいでしょうか。 | 可能です。 |
| 6 | | p4 提出書類について | 提出書類の部数について以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ①3部(押印) ②3部(押印) ③3部 ④5部 ⑤3部(押印)、2部の計5部 ⑥5部 ⑦3部 ●は社名等あり、○は社名等なし、でよろしいでしょうか。 | ①～⑦（①②は押印あり、⑤は事業者の所在地、名称、代表者職名の記載と押印あり）は3部作成し、そのグループで3冊となるように綴ってください。 ④～⑥（押印を含めて参加事業者名が特定可能な記述をしないでください）はさらに5部作成し、そのグループで5冊となるように綴ってください。 |

| | | | | |
|----|-------------|--|--|---|
| 7 | 様式 | 様式 1 号について | 様式 1 号に書かれている事業者名・所在地・代表者職氏名とは神奈川県競争入札参加資格者名簿に記載されている本社と考えてよろしいでしょうか。もしくは、委託を受けている受任先である支店でよろしいでしょうか。 | 受任先としてください。 |
| 8 | | 様式 1 号について | 同部署(事業所)の所在地とは管理責任者の所属部署の所在地と考えてよろしいでしょうか。 | そのとおりです。 |
| 9 | | 様式 1 号について | 「常時使用する従業員の数」とは弊社所属の従業員数と考えてよろしいでしょうか。 | 参加申込書の事業者名の欄に記載された事業者の常時使用する従業員の数とお考えください。 |
| 10 | | 様式 4-1 号、 様式 4-2 号、 様式 4-5 号について | 様式に書かれている所在地・代表事業者名・代表者職氏名と印については神奈川県競争入札参加資格者名簿に記載されている本社と考えてよろしいでしょうか。もしくは、委託を受けている受任先である支店でよろしいでしょうか。 | 受任先としてください。 |
| 11 | 業務委託 仕様書 | P1, 1 業務の概要 | 整備方針の中に、「現所在地長寿命化」の可能性が示されていますが、業務の中に既存庁舎の調査（新たな耐震診断、アスベスト調査、法的調査など）は業務外と考えてよろしいでしょうか。 | 既存庁舎の調査（新たな耐震診断、アスベスト調査、法的調査など）は対象外です。ただし、策定委員会の審議において検討や資料作成が必要となった場合の軽易な調査（目視調査、既往調査資料に対する分析・考察など）は業務に含みます。 |
| 12 | | P1, 1 業務の概要 | 整備方針の中に、「その他用地への移転など」の可能性が示されていますが、用地候補の選定は業務外と考えてよろしいでしょうか。 | 用地候補の選定は不要です。ただし、策定委員会の審議において検討や資料作成に必要となった場合の軽易な調査（用地候補に対する分析・考察など）は業務に含みます。 |
| 13 | | P2, 5 資料の貸与 | 貸与資料に記載のある「本庁舎機能更新に係る基礎調査業務委託報告書」の内容如何により、本業務の検討内容に影響があると考えられるため、プロポーザルに先立ち内容をご提示いただけないでしょうか。 | 参加申込みいただくことで提供可能ですので、参加申込書にてお知らせください。 |
| 14 | | P1, 3 (2) 整備方針 の取りまとめ | 「整備方針の取りまとめ」とは、整備方針案の検討自体も業務に含まれているのでしょうか。もしくは、策定委員会で検討を行った方針案を整理するのが主なのでしょうか、ご教示下さい。 | 策定委員会で検討を行った方針案を整理するのが主になります。 |

注 1：本資料は、鎌倉市本庁舎整備方針策定等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、公表日（平成 28 年 6 月 14 日）から 6 月 22 日 17 時まで提出された質問に対して回答するものです。

注 2：質問に対する回答内容は、実施要領等の追加又は修正として扱います。